

地理空間情報産学官連携協議会
防災分野における地理空間情報の利活用推進のための基盤整備
ワーキンググループ（第4回） 議事概要

1. 日時：平成22年10月19日（火）15：00～17：00

2. 場所：三田共用会議所 大会議室

3. 議事概要

内閣府より開会の挨拶および資料の確認を行った。

（1）昨年度の活動報告

○ 内閣府から資料－1、資料－2に基づき説明を行った。

（2）H22年度の活動計画および今後のスケジュールについて

○ 内閣府から資料－3に基づき説明を行った。

【質疑応答】

○（内閣府（科学技術施策・イノベーション））GISについては総科技の方でも国家安全保障上、必要な技術ととらえており、その点からも防災分野での検討が進んでいることはありがたいと考えている。1点質問であるが、防災情報の規格化に係る国際標準などがあるか。なければ海外でもここまで進んでいる事例も少ないと思われるため、考えてみても良いのではないか。

→（内閣府（防災担当））災害リスク情報のオープン化等については、米国や欧州で進んでいる。空間情報の形式を定める国際標準はあるが、防災情報の細部を規定したものまでないと認識している。動向を把握しながら検討を進めていきたい。

→（内閣府（防災担当））新たな情報通信戦略の中で、災害・犯罪・事故対策の推進という項目があり、「防災情報についても～」ということが掲載されている。世間的にも、政府の情報通新戦略の中にも位置づけられていることから政府的にも、我々の取り組みを後押しするような状況となっている。昨年度一年間を掛けて、規格の素案を作成した。今年度は皆さんからのご意見を頂きながら、利活用の勉強をやりたいと考えている。積極的に情報提供をやりたいという方がいれば、事務局まで連絡を頂きたい。

(3) 話題提供

① 地理空間情報の利用に関する現状と課題

- 日本情報処理開発協会電子情報利活用推進センター 坂下 哲也 副センター長から資料-4に基づきご講演いただいた。

【質疑応答】

- (内閣府 (科学技術施策・イノベーション)) G 空間 EXPO の関連で、地理院が測量したということであるが、衛星を活用して屋内データと結節することは可能か。
→ (坂下副センター長) 今回は G 空間 EXPO ということで測量を行ったが、衛星測位も活用できるのではないかと考えている。

② 地理空間情報における個人情報の取扱い・二次利用促進に関するガイドライン

- 国土交通省国土計画局 大野 淳 参事官から資料-5-1に基づきご講演いただいた。
- 国土交通省国土地理院企画部 田中 宏明 地理空間情報企画室長から資料-5-2に基づきご講演いただいた。

【質疑応答】

- 内閣府 (防災担当) ガイドラインについて、今後、改善や詳細版の作成などを計画されているのか。
→ (大野 参事官) ガイドラインを利用する上で問題があれば適宜改善を図っていく。また、ガイドラインを普及させることを目的に、具体的な情報に対応した詳細版の作成を予定している。

③ 安心・安全公共コモンズの現状 (課題)

- 神戸市外国語大学 芝 勝徳 教授から資料-6に基づきご講演いただいた。

【質疑応答】

- (柴崎 東大大学院教授) 車に乗っている方への情報提供があったが、その際、位置が重要であると考え。PCXMLの中で位置はどのように扱われているか。
→ (芝 教授) OASISのCAPの中で、必要に応じて位置情報を付与できるようになっている。市町村において避難し時が出た場合、VISICセンターを通じて位置を含んだ形式で配信できる。このような情報をポリゴンの中に取り込めば情報提供が出来るようになる。

○（柴崎 東大大学院教授）カーナビで情報提供することを考えると市レベルでは大きすぎると思われる。道路情報の提供では、路線名や交差点名、区間名等の単位で情報提供することが有効と考える。路線名や交差点名、区間名等で投げた場合に、そのような情報を緯度経度やVICS番号に変換する仕組みができてきているので、そのようなサービスと組み合わせる事が効果的と考える。
→（芝 教授）VICSセンターともそのような議論を行っているところである。

○（西口 衛星測位システム協議会事務局長）外国語大学の先生がこのような取り組みに関与している理由について教えて欲しい
→（芝 教授）元々神戸市の職員であったが、非常勤講師として所属していた。地域の基盤やICTの活用について検討を行っていた。

④ 総務省消防庁ツイッターについて

○ 総務省消防庁国民保護・防災部防災課 東 高士 災害対策官から資料一
7に基づきご講演いただいた。

【質疑応答】

○（内閣府（防災担当））平常時と災害時において、消防庁内ではどのような体制になっているか。

→（東 災害対策官）平常時は職員がいる時間に定時的にやっている。災害時は、災害発生後最低 24 時間は、24 時間体制を取り、少なくとも 1 名が対応できるようにしている。現状はこのような体制であるが、本当に大規模な、対応が長期間にわたる災害が発生した場合にどこまで対応できるかは今後の課題である。

（４） その他
特になし

（以上）